

## 労務費等の記載 Q & A

	Q	A
1	今回の改正により新たに記載が必要な経費は何ですか？	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び国土交通省令により、次の経費の記載が必要とされています。</p> <p><b>①材料費、②労務費、③法定福利費、④建退共掛金、⑤安全衛生費</b></p>
2	なぜ労務費等を記載する必要があるのですか？	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、建設業の担い手を確保するため、労働者の処遇改善に向けた賃金原資の確保と下請事業者までの行き渡り、資材価格転嫁の円滑化による労務費へのしわ寄せ防止対策の一環として、建設業者に公共工事の入札の際に労務費等を記載した工事内訳書の提出が義務化されました。</p>
3	いくらで記載すればいいのですか。算出方法は？	<p>各経費の定義に当てはまる費用について、貴社が見積もる金額を記載してください。</p>
4	該当がない経費は0と記載すればいいですか？	<p>該当がない経費は空欄とせず、0と記載してください。</p>
5	材料費、労務費、法定福利費、建退共掛金、安全衛生経費の記載のない工事費内訳書を入札書提出時に提出した場合、どうなりますか？	<p><b>入札書提出時に労務費等の記載がない工事費内訳書が提出された場合は、落札候補者となった際に提出を指示された日から起算して原則として2日以内（休日等含まない。）に、労務費等を記載した工事費内訳書が追加提出されなかった場合に入札無効となります。</b></p>
6	記載した労務費等の金額次第で無効・失格になりますか。	<p>無効・失格としません。労務費等に関する取扱いについて変更がある場合はお知らせします。</p>
7	追加の工事内訳書の提出方法は？	<p>持参もしくは電子での提出とします。</p>
8	①材料費とは何ですか？	<p>工事の施工に直接使用される材料の調達費用を指します。具体的には、木材、鉄筋、セメント、ガラスなど、工事の完成に直接的に投入される材料の費用です。</p> <p>なお、再下請先が材料費を必要とする場合には、その分も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。</p>
9	②労務費とは何ですか？	<p>工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受け取るべき賃金の原資となる費用です。</p> <p>基本給相当額（基本給、出来高給）、各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）、実物給与（通勤用定期、食事の支給）、臨時的給与（賞与、臨時の賃金、退職金）が含まれます。</p> <p>また、法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます。それ以外の費用は含まれません。</p> <p>なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。</p>
10	③法定福利費とは何ですか？	<p>健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分を指します。</p> <p>なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請業者に適切に支払うことが必要です。</p> <p>※専門工事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、労災保険への加入に必要な費用の計上が必要です。</p>

11	法定福利費のうちの健康保険・介護保険の保険料率について	<p>健康保険及び介護保険の保険料率は、各社で加入している協会けんぽ（全国健康保険協会）や健康保険組合の保険料率を用います。（協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県単位で定められています。）</p> <p>また、協会けんぽの介護保険の保険料率は、全国一律となっていますが、介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方のみです。保険料率算定に当たっては、これを考慮する必要があります。しかし、実際には見積段階で介護保険の対象となる40歳以上の現場労働者の割合を工事ごとに把握することは困難です。見積段階では、全ての現場作業員の方の加入を前提として介護保険に加入するための費用を内訳記載の対象としてください。</p> <p>■健康保険及び介護保険の保険料について（協会けんぽ HP）  <a href="https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/">https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/</a></p>
12	法定福利費のうちの厚生年金保険、子ども・子育て拠出金の保険料率について	<p>厚生年金保険の保険料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されている保険料額表を参照することにより入手できます。（厚生年金基金に加入している場合には、当該厚生年金基金から保険料率を入手する必要があります。）</p> <p>また、子ども・子育て拠出金の料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されているものを用いてください。</p> <p>■厚生年金保険料について（日本年金機構 HP）  <a href="https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/ryogaku/ryogakuhyo/index.html">https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/ryogaku/ryogakuhyo/index.html</a></p>
13	法定福利費のうちの雇用保険料率について	<p>雇用保険料率は、事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められています。その中の『建設の事業』の保険料を参考にしてください。保険料率は、厚生労働省のウェブサイトから入手することが可能です。</p> <p>■雇用保険料について（厚労省 HP）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html</a></p>
14	⑤安全衛生経費とは何ですか？	<p>労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費です。</p> <p>安全衛生経費は、元下間の安全衛生経費に関する認識のずれが生じる等により、適切な安全衛生経費の確保がなされないおそれがあります。</p> <p>このため、安全衛生経費について、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意しつつ、必要な安全衛生経費をできる限り明確にする必要があります。</p> <p>具体的には、見積条件提示時に「安全衛生対策項目の確認表」等において、「見積書で費用計上する者」（＝費用負担者）を確認した項目のうち、下請負人が当該者となる項目の積み上げとします。</p> <p>なお、再下請をする場合は、再下請先分を含む安全衛生経費も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。</p> <p>※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。</p> <p>（参考）建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて国土交通省 HP  <a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html#target2">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html#target2</a></p>